

埼玉県北部地域空き家バンク制度について

空き家バンクとは？

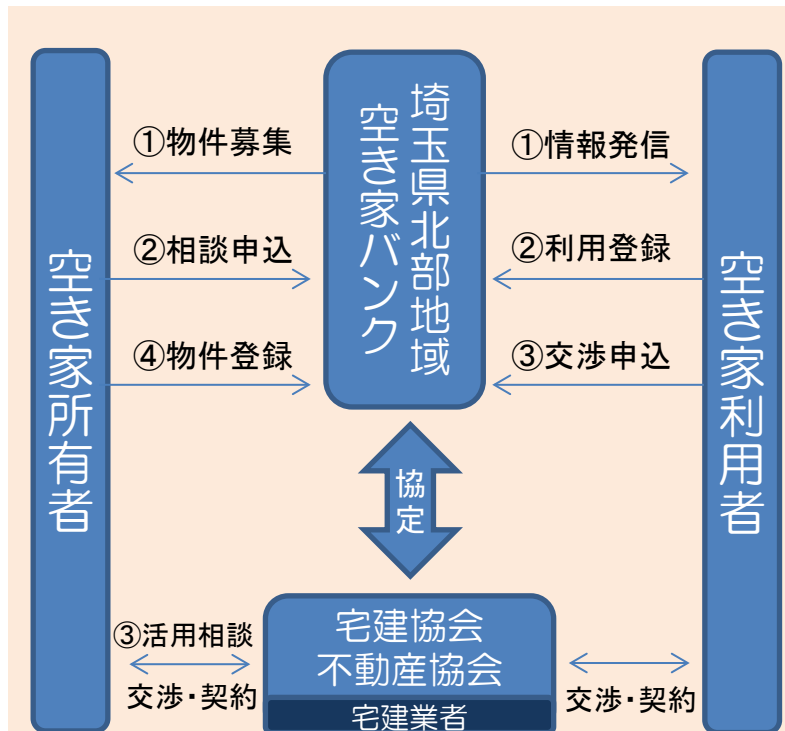
- ・空き家の有効活用を通じて、定住促進と地域活性化を図ることを目的とした制度です。
- ・空き家の売却や賃貸を希望する方から提供いただいた物件情報を、ホームページなどを通じて、空き家を利用したい人に情報提供します。
- ・物件の交渉・契約は市町と「空き家の利活用等に関する協定」を締結した協会に所属する宅建業者の仲介のもとに行っていただきます。

登録できる空き家は？

- ・個人が所有する戸建住宅とその敷地です。(アパート等は除く)
- ・老朽化が著しいものは登録できません。

空き家を利用できる方は？

- ・埼玉県北部地域に定住していただける方



埼玉県北部地域空き家バンクは、埼玉県北部地域の3市4町(熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町)が共同で設立し、運営しています。

利用方法

◎空き家所有者

売りたい・貸したい

- | | |
|---------|---|
| ① 活用相談 | 市町に相談の申込みを行います。協会に所属する宅建業者が相談に応じます。 |
| ② 登録申込 | 相談の結果、利活用できると判断された場合は、宅建業者と媒介契約を結び、登録の申込みを行います。 |
| ③ 物件公開 | 物件登録後、埼玉県北部地域空き家バンクサイト等で情報を公開します。 |
| ④ 交渉・契約 | 利用者から交渉申込みがあった時は、宅建業者仲介のもと交渉を行います。市町は交渉・契約に一切関与しません。契約成立時には仲介手数料が発生します。 |

◎空き家利用者

買いたい・借りたい ※利用登録が必要です。

- | | |
|---------|--|
| ① 情報提供 | 埼玉県北部地域空き家バンクサイト等で空き家情報を閲覧します。 |
| ② 利用登録 | 気になる物件が見つかったら、市町に利用登録の申込みを行います。 |
| ③ 物件見学 | 物件を見学したい時は、市町又は当該物件担当の宅建業者に連絡してください。宅建業者が現地を案内します。 |
| ④ 交渉申込 | 購入・賃借したい物件が決まったら、市町へ交渉申込みを行います。 |
| ⑤ 交渉・契約 | 宅建業者仲介のもと交渉を行います。市町は交渉・契約に一切関与しません。契約成立時には仲介手数料が発生します。 |

問い合わせは、各市町の空き家対策窓口へ